

令和6年2月2日

世羅町議会議長 米重 典子 様

世羅町議会議員政治倫理審査会
会長 山 田 睦 浩

審査請求にかかる審査結果について（報告）

令和5年12月18日付けで世羅町議会議長から付託を受けた、世羅町議会議員政治倫理規程（以下「規程」という。）第7条に基づく令和5年12月15日付け審査請求に関する事項について、規程第10条の規定により別紙のとおり報告します。

世羅町議会議員政治倫理審査会審査結果報告書

1 審査会の設置

令和5年12月15日付けで世羅町議会議員 高橋公時（以下「請求者」という。）から世羅町議会議員政治倫理規程（以下「倫理規程」という。）第7条に基づく審査請求書が審査対象者を世羅町議会議員 米重典子（以下「対象者」という。）として、世羅町議会議長（以下「議長」という。）に提出されたものである。

議長は上記の事項を審査するため、倫理規程第8条第1項及び第2項の規定に基づき世羅町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を令和5年12月18日付けで設置して審査を付託し、併せて、上羽場幸男議員、上本剛議員、向谷伸二議員、藤井照憲議員、松尾陽子議員、山田睦浩議員の6名を審査会委員として任命した。

2 請求の内容

倫理規程に基づく当該審査請求は、議長が令和6年第4回世羅町議会定例会の12月15日本会議の議案審査（以下「議案審査」という。）での日程第2 同意第17号 「監査委員の選任につき同意を求めることについて」無記名による投票での表決の結果 賛成6票、反対5票の賛成多数で採択された。

議会終了後、議会事務局に採決結果について伺い確認した結果、賛成4票、反対5票（白票含む）同意2票の様な結果であった。この同意2票についてなぜ無効票とせず、賛成票としたのか疑義を感じている。議員必携に立会人の意見を聞いて議長が最終判断をすることとなっているが、同意を有効とし、更に賛成票として取扱う議長としての資質が問われると考える。暫時休憩をとり、議会運営委員会に諮るなどすべきであると考え。そうすると今回の監査委員の選任同意について採決が覆る結果となる重大な事態が考えられる。議長のこうした議会運営に対して不信感を抱かざるを得ません。議長としての認識や公正な議会運営及び適切な町政を行うための職務を全うしていないように感じられる。今回3回目の不信任であることから請求したというもの

請求者は、これらの対応が倫理規程（議員の責務）第2条及び（政治倫理基準）第3条第1項第1号に違反している疑いがあることから、倫理規程第11条の議会の措置を求め請求したものである。

3 審査の過程

審査会は、議長から付託された事項を審査し、結果を報告するものである。

(1) 第1回審査会

令和5年12月28日（木）午前9時から委員全員の出席により開会した。

倫理規程第8条第4項第1号により会長に山田睦浩委員、副会長に上羽場幸男委員を互選し、審査請求の対象となる事由の確認並びに今後の審査の進め方等について、次のとおり協議した。

ア 協議内容及び確認事項

(ア) 会議の公開については、倫理規程第8条第5項により公開とした。

(イ) 請求者から提出された審査請求書について内容を確認した。

(ウ) 倫理規程第9条第1項の規定による審査会の事情聴取については、次回審査会において行うこととした。

(エ) 倫理規程第9条第2項の規定に基づく弁明の機会については、令和6年1月10日(水)正午までに弁明書を提出するよう対象者へ通知するとした。

(オ) 第2回審査会は令和6年1月11日(木)午前9時からとした。

(カ) 審査請求の対象となる事由の確認を行った際、委員全員からは、倫理規程に抵触するであろうとの意見が出された。

各委員からの意見はつぎのとおり。

- ・ 「議長は投票による表決の結果を賛成、反対だけ書いたものをみて判断されたのか」との問いに、事務局長から「この度、疑問的な票が確認できたので、1枚、1枚をお示しした」と答弁あり。向谷委員から「内容を」との問いに、事務局長からは「議長から立会人のご意見はどうだったかという確認をされ、目視で私が仲介で立会人に、事務局2人で票を分けたときに賛成、反対と明確なものと、白票と同意の4つに分け、同意のほうを動かしてもらい立会人にそれで了解いただいたもの。それをもとに決定箋を最後に賛成とか確認いただいてそれを議長へ説明した。議長から立会人の意見はどうだったかと言われたので、同意を賛成のほうで確認されたと伝えるところです」と答弁があった。
- ・ これは倫理規程に抵触する案件だと思われる。投票が行われ、開票する。そこに立会人と事務局長が立会する。事務局長がその結果を議長のところへ持っていく。この投票は、反対か賛成しか書かないというのが大原則である。それ以外のものを書いたものを議長が見たわけですから、事務局長が賛成としたようなことはおかしいという疑問は当然起きる。議長が最終的に判断した形になっており、それは判断が間違っていると思うので、議長の責務は非常に大きい。議長としての職務というのはそこをやらないといけない。それができていない。
- ・ 倫理規程にかかると思う。他の委員が言われたように賛成反対を書くというふうに言われている。請求者が出されている分と同じで、それが有効になって賛成票になっていると、ここが引っかかると思う。
- ・ 当初は事務局長が議長へ持って行ったときに、白票とか同意という票の説明がなかったのかというふうに考えていたが、先ほどの説明で説明したという話から、そこは本来あるべき行動ではなかったというふうに思う。
- ・ 今回は抵触すると思う。一つは過去の例ですが、○と×を書いたものを外した記憶がある。議長は自ら同意する人は賛成、しない人は反対と書けと。同意するという紙自体がどちらでもとれる。非常に慎重な判断を要するところを事務局長の賛成でしようといった言葉で動いているというのは不正の疑惑を持たれるとこれは大いに反省をしていただきたいと思います。
- ・ 先ほどは確認したいと思い確認しました。賛成、反対と書いたものに○をすとか、違う考え方も取入れることができるのであれば、そういうふうにされるとより無くなるのかなど。何も○をしなければ白票という形になる。ただ今回に関しては今の話を聞いたうえで抵触していると考えます。
- ・ そもそも同意というのは他の委員が言われたようにどちらともとれると。無効票に決まっていると言いつつ続いていたので、第2条、第3条に照らし合せても当然抵触はしていると思う。

(2) 第2回審査会

令和6年1月11日(木)午前9時から委員全員の出席により開会した。

倫理規程第8条第5項により公開とした。

審査請求に関する議会関係資料を配布し、事務局説明

まず請求者に対して、請求書の内容確認と事情聴取を行った。その後、対象者に対し、提出された弁明書の内容確認と事情聴取を行った。

事情聴取においては、次のような質疑・応答があった。

ア 請求者への主な事情聴取と質疑応答

請求者から請求内容について、補足説明が行われた。「議長経験者」2人へ賛成反対以外は「無効」という話を聞いている。認識としては、「無効である」という認識を持たれており、請求者と考え方は一緒であると改めて確認したことを請求者から説明された。また、前回の審査会を傍聴した際に、各委員の意見は言われるとおりだと思っており、これ以上はありません。と述べられた。

委員からの質疑は特になし。

イ 対象者からの弁明

対象者から弁明書による今回の判断の経緯を説明された。弁明書では、「今回の審査対象となっている監査委員の選任同意に係る開票結果の報告につきましては、その経緯について説明させていただきます。有効投票 11 票、無効投票 0 票、有効投票のうち賛成 6 票、反対 5 票と報告をされた。賛成票の確認作業の中で、同意と記載されたものが 2 票含まれておりました。この票について立会人が承認されていることを事務局長に確認した上で、最終的に議長として決定し、結果報告をしたものです。これは、世羅町議会会議規則第 32 条第 3 項の開票及び投票の効力に関する規定によりこれまでと同様に取り扱ったものである。」との読み上げがされた。

ウ 対象者への主な事情聴取と質疑応答

(ア) 委員から「弁明書は経過説明されているが、どういったことが審査請求に対して不当であったという文言は一言もないが対象議員の気持ちがよくわからないのでお尋ねする。まず記載の方法は本案に同意と思われる方は賛成と、同意しないと思われる方は反対と記載願いますと議長の立場として議員へ勧められているが、賛成、反対以外の票を賛成票に入っているのを疑念に思われなかったのか。」との問いに、対象議員からは「前回、個人的に尋ねられた時にも申し上げたが、例えば賛成と書くべきところを同意であるとか、可否の可というふうに書いてあるときは立会人のご意見を参考に議長が決定するということが以前から言われており、それに基づいて同意を賛成であると認めた。審査請求の中に無効票とすべきではないかと記載されていたが、この場合、賛否が分からないようなものについて無効、基本的に無効票というのは、氏名を記載するような選挙に関する投票のことがメインで書いてある。今回の同意との記載は、賛成という風には記載はないまでも賛否はわかると判断した。無効票にはあたらないと考えている。」と答弁あり。

(イ) 委員から「本案に同意の方は賛成と、同意しない方は反対と記載をとわざわざ言われているのにこのことは必要ないと思われるのか。今の言葉では、これ以外のことを書いてもそれが伺えるものだったら、それは賛成とするというお言葉でありますけれども、それでは議会として議長の立場で、こういうことを伝えられていると、それが意味をなさないものとなってくるが、議会とはその程度のものではないと今まで教わってきたので、ここのところ強く疑念を持っている。議長の立場としては、ここはきちんとご自身でも求められたことに対して議員が従わないということに対してきちんとした態度で臨んでもらうべきと思う。事務提要も同意を賛成取扱うか。無効と取扱いかとは書いていない。こういう事例がありますよとは書いてあるが、この前

提となるのは議員必携、私は議員必携を基にして申し上げているが、賛成、反対以外のものは無効の票として取扱うべきというふうに捉える記述があります。もう一つ言えば、ここに立会人の承認されていることを事務局長に確認したうえでとあるが、これは立会人が承認されたというのは、事務局長から聞かれたのですか。しっかりと意思表示、立会人がそういう意思表示をしたとしっかりと確認されたのか」との問いに、対象議員からは、「まず世羅町議会会議規則は、標準会議規則を基に作られており、標準会議規則にも同意の場合は賛成、同意しない場合は反対と記載すると書かれている。それ以外のことを書いた場合のことは言及されていない。もう一点、白票については否とすることは記載されており、世羅町議会会議規則にもそのことは記載されている。先ほど言われた賛成、反対以外のことを書いた場合には、無効ではないかというご意見については、今の段階では無効と判断すると決定することにならないと考えている。立会人の方の承認ということで、私が直接立会人に後日お聞きしたが、その場で直接お聞きしたのかということでは、ご覧になられたとおりである。同意と書かれたものがあつた段階で事務局長に立会人は認められているのか確認したら、事務局長のほうから「そうです」という返事がありましたので、これを立会人のご意見と受け取りました」と答弁あり。

(ウ) 委員から「この弁明書ですが、何でこういう議長不信任というのが出たのか。この部分を確認したい」との問いに、対象議員からは「このことについてはまさに申し訳ないことではあると感じているが、私としては今までと同様に取扱いをしてきたことであり、その過程において議員が首をかしげられるようなことが起こったということについては、どの部分がということは申し上げられないようなことである。けれども、そもそも投票による表決の場合については、会議規則に定められているが、それを議員各位の方にもう少ししっかりと説明をするというか、ご理解をいただくという場も必要であるかと。今回は白票の扱いでありますとか、賛成、反対その記載のあり方とか、その判断について事務の方としてはそのように取扱ってまいりましたが、議員の方に疑念を持たれるような感じで受取られたのかと思っている。今後のことになるが、投票とか、そういうことについて今一度確認をする機会を設ける必要があるのかなと感じている。」と答弁あり。

(エ) 委員から「不信任が出てきた理由であるが、議員各々が「議員必携」に書いてあることを理解していても、その場で突然起こったことに対して反応できない。議会の中で議員必携の中を勉強しようとか、そういったリーダーがいないというのが今回の不信任ではないかと思う。この辺が弁明書に書く必要があるのではないかと。投票の経緯というのは皆さん現場にいたのでわかっている。議長として同意を賛成とみるか反対とみるか全く無効とみるか。これは立会人の意見を聞くという行為がある。事務局長から聞いて判断したのではないですよ。立会人の意見を聴いて判断するという行為がないばかりにこういう問題が起こっていると思う。議員必携をすべて頭に入れて会議に臨んでいるというのは、普通あり得ないといつては失礼になるが少ないと思う。手続きをどのように公平公正、またオープンにするかというところで、この手続きが欠けていたと思う。これが不信任につながっていると。自らも賛成は賛成と書きなさいと反対は反対と書きなさいと。そうは言っても取扱いがいろんな書き方が出てきたときにはこうしましょう。この部分を議員があまりにも理解していない訳ですから、こういう事象が起こったとき議場でほんの少しのタイミングで、止めることできないと言われれば呼んで聞くしかない。止めること出来たら、再開したときに顛末を説明すれば聞いている人は理解してもらえる。こんな余裕があつて欲しいと思う。」との

問いに、対象議員からは「先ほど口頭で申し上げたように、今後については議員の中でもこの投票事務のことについてしっかりと再確認をする必要があるということも弁明書に記載すべきであると言われました。今回は弁明ということであり、今後のことについては言及していませんが、私も当然であるが、議員の中でその辺のところを再確認する機会は必要であろうかと感じている。そのことが基で議員に不信感を持たれるようなことになったことは承知している」と答弁あり。

(オ) 委員から「世羅町議会会議規則からお尋ねしますけれども、今回議長のやられたことというのは第 32 条、議長の言われる投票の効力は立会人の意見を聞いて議長が決定すると。これをご自身としてやったというふうなお言葉でした。第 34 条選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って決めるとある。この部分をどういう風に議長として理解して進められたか」との問いに、対象議員からは「この疑義が出た場合に議会に諮るとありますのは、この疑義につきましては、この投票が始まって次の議案、この議案が終わって次の議案に入るまでに、疑義を生じた場合は、疑義を言っていた場合に会議に諮ることができるかと聞いている。今回の場合は、開票も終わり採決も終了した。その後のことであつたので、この 34 条にはが該当しないと判断しております」と答弁あり。

(カ) 委員から「対象議員の言葉では、その時点では疑義があるとは解釈できないという風なでありましたが、今の投票の状況で、本会議の状況はケーブルテレビでも中継されていたわけですが、それを見られていた方、町民の皆さんが、何があつたのか。何かおかしいことをしていたということが、その日にはありますが、議会を閉じてからであります、そういう電話をいただいた。やはり疑義というか、何かおかしいことが起きているのではないかという印象を皆に与えた訳である。我々も議席にいて何があつたのかと。それに対応するような動きはほとんどありませんでしたので、後から何があつたのかという話がでてきた訳です。そこに議長としての立場でそこをきちんと踏んでいかなければいけなかった部分ではないかと思う。先ほどの言葉にあるように、賛成、反対という記入の方法も含めて、それ以外のものがでたということはもう判然としている訳ですから、我々にはわからない訳ですね。立会人と事務局長と議長の三者で分かっている。そのことは疑義としては、他の議員からは出てこない状況ですね。出しようがない訳ですから、我々は分からない訳ですから、だからその状況で議長はこれは疑義が生じないものという判断をされないとそういう進め方をされないと思うのですが、同意と書いたものを疑義が後々出るものではないというふうに判断されること自体が私は間違いだと思ふ。今回の審査請求にも書かれているように、議長として不適格ではないかという意味ではないかと思ふ。議長として今後はどうしようとか、今までどうだったかということは無しに、議長の立場としてはきちんと責任持って判断していただかないといけない。その後審査請求がでてもしっかりと受け止めてご自身で判断してもらわないといけない。議長はそういう気持ちがありますか。それがないと何回も同じことを繰り返される。こういうことを素通りしても、それはそれでいいと判断されたこと自体がそもそも間違いだと思ふので、一步踏みとどまり、立会人を呼んで一緒に話をする。確認をするという作業が絶対に必要だったと思ふ。それを後々から見れば無視された、やらなくていいと判断されたと思ふわけですから、その部分が議長としての配慮が欠けていると思ふ。そのことどうか。」との問いに、対象議員からは「何度も申し上げるようになりますが、会議規則に則って事務を進めてきたということ以外には申し上げられない。今、直接立会人の意見を聞くことを直接すべきではなかったのかという委員のご意見です。そのことにつ

いて今後のこととなりますが、事務局長を通して確認したということは間接的ではありませんが、事務局長が立会人のご意見を確認して結果として報告してくれているということがありますので、それに基づいて判断をした訳です。今後そういう場合には直接立会人を私の所に来ていただいて確認をすべきということも含めて、皆さんでこのことについても整理していくことが必要かなと思う。これまでに倣って判断し、事務を進めたということです」と答弁あり。

(キ) 委員から「投票の前に賛成、反対と書くようにということ言われた。わざわざそれをされた後に投票が行われ、同意と記入されたものが2票あったと。それを賛成又は反対と欲しいと言われている。過去の投票行動にもあったように、賛成と反対と11名の議員は書いている。白票はあったと思うが、賛成と書きなさいというところに同意とわざわざ書いた議員がいる。その意思はどのように感じられますか。その意思の裏を探る必要はないと思われているかもしれませんが、そこでどういう判断をされたのか。同意は賛成と同じですよと議長は感じられたという話であります。人事案件に私は提案に同意しますとわざわざそこまで書いてあったら、これは同意だなと少なくとも認められることはありませんけれども、ただ同意という2文字が書いてあるだけでそういうふう認められたのは何らかの議長の個人的な思いがそこに作用したのかと疑念をもたざるを得ないが、今まで皆さんの投票行動の中にはそういうことはなかったはず。敢えて同意と書かれている人がいる。その裏はやはり私らは見るわけですが、議長の立場としてそこまで見る必要はないという思いでしょう。それは何故かという、賛成か又は反対かだけ書くということをやめおっしゃっているわけですから、その裏を見る必要はない。だから賛成以外、反対以外は全部無効、そういうきまりで今までやってきている。だから今のようにこういう問題は本来おきないことですね。そこを議長の思いをもう一度確認します」との問いに、対象議員からは「同意と記載された方の思いがどうであるかは考えなかったのかというご指摘がありました。申し訳ありません。さすがにそこまで私も同意という文字に記載された方のどのような思いがというようなところまで押し量ることはできません。同意の場合は賛成と、同意しない場合は反対というようなことがあるので、言われれば賛成と書いてないじゃないと言われるかもしれませんが、私、立会人のご意見は別としても、私は同意と書かれていますので、同意の場合は賛成というふうに申し上げるところですので、同意と記載されておりましたら、賛成のほうに、これは先ほども言われましたが、これは決して個人的な判断で行ったものではないということだけご理解いただきたいと思えます。会議規則からすれば違うのではないと言われるかもしれませんが、この会議規則に則ったうえでの判断で、事務を進めてきたというふうに考えています」と答弁あり。

(ク) 委員から「対象議員の言葉の中に、同意と表記されたものに対して、その思いを感じることはできないと言われましたね。だったら、同意と書いてあるものが何故賛成と思えますか。そこがそもそも間違いですね。書かれた意思を押し量って、自分で感じとってそれを賛成とされているから、賛成になったのではないですか。先ほどの質問に対してその思いを私は受け止めることはできないよと。その言葉と全く違うじゃないですか。賛成ということを書きなさい。反対ということを書きなさいというのはそういうことです。結局その表にあるものしか見てはいけないよという意味でそういうことが決められているわけですね。だから議長は同意と書かれた人はどういう思いを持って書かれたのでしょうかと尋ねたのに対して、それを私はそこを見る立場がないという意味で言われたのだと思えます。だったら同意と書いてあるものを賛成とする

こともできないじゃないですか。だからそこは間違いなんです。だから間違いだと認められるべきだと思います。」との問いに、対象議員からは「言葉足らずだったかもしれませんが、同意と書かれたものの裏にある思いは考えられなかったのかというふうに聞かれたものですから、言葉足らずだったかもしれませんが、そこまでは思いが至らなかったと申し上げた。ただ同意と記載されたからにはですね。同意の方は賛成と申し上げていますので、同意と書かれた方は賛成であろうと推し量ったというか、そう思って賛成票に扱った。」と答弁あり。

(ケ) 委員から「決まりを守られていないことを認識されていないか。賛成と反対以外は書かないでくださいとは書いてないけれども、それだけを賛成反対と書いてくださいと決まりもあるし、議長もわざわざ言われていますので、それは守るべき決まりではないという認識でよいですか。これは非常に大きい問題ですよ。最低限の決まりでありますので、そこを無視されたと受け止めるわけですが、それは意識してされたのかどうかは別ですよ。そこはきちんと守ってはじめてまともな議事ができると思う。そのことに関して、賛成と反対と書いてくださいということは、大前提として受け止められておられないのか。」との問いに、対象議員からは「議事進行上、同意の場合は賛成と、同意しない場合は反対と申し上げております。ただそれ以外のことを書いた場合は無効となると言及されていないのが現状であります。事務提要でありますとか、実務の中で、こういう場合はどうするのか謳われているので、今の段階ではそれに従って判断をしたということです」と答弁あり。

(コ) 委員から「1点ほど、審査請求に書かれている公正な議会運営及び適切な町政を行うための職務を全うしてないように感じられると書いてあります。不信任の紙に。同意の分は先に他の委員から言われたので、町に対して忖度があったり、監査委員が見つからなかったらこの人でいいのではないかという忖度ですよ。あと議会に対して軽視があれば大変な問題だと思う。そこでそういう疑惑が持たれると今度世羅町議会議員政治倫理規程の第3条の6の2に書いてある政治倫理基準に反する事実があると疑惑を持たれた議員は自ら潔い態度を持って疑惑の解消にあたりと書いてあります。そこで今回弁明書が出てきたのですが、この弁明書を読むと立会人が確認されて、事務局に確認して、議長の立場において決定したと。他人事のように書いてあるようにしか読めないのです。あとそれにこれだけの文章で、これは弁明になっているのかと思う。これが倫理規程に反する事実があると疑惑を持たれた議員は自ら潔い態度で言っているのかどうかなんですが、忖度があるのではないかと、議会を軽視しているのではないかとという疑惑を持たれているわけですから、そこに関して私はそうではありませんということが書いてあればおかしいのではないかとと思う。その辺を弁明していただきたい」との問いに、対象議員からは「今、弁明書の内容について、私にとって弁明と申しますか、今回の開票事務については、ルールに則ってずっと行ってきた。これ以上のことも、この件については、委員が言われた何らかの忖度があったのではないかと、誓って申し上げますが、この弁明書に書けばよかったのかもしれませんが、誓って申し上げますが、私はこのことに関してどなたとも話しをしたこともありませんし、これが議会にあがってきて、そのことによって議会で判断をしていただくこと以外に私が何らかの行動をとったことは一切ございません。それだけは誓って申し上げておきます。先ほど言われましたような議員として倫理に反するような行動をしたということを私は一切ないということはここで皆さんに申し上げさせていただきます」と答弁あり。

(サ) 委員から「会議規則第 83 条をみると問題を可とするものは賛成、否とするものは反対、その次に投票しなければならない。ただし、記名投票の場合は自己の氏名を併記しなければならない。先ほど対象議員は同意というふうな表記はしてはならないとは書いてないという決まりの中で、そのような見解を言われたが、賛成と書かなければならない。反対と書かなければならない。以外のことを認めた表記ではないと思う。皆さんいかがでしょうか。私はそのように思えてならない。わざわざこういう決まりごとの中にはなければならぬという表記が沢山あります。議長の思いを裏返してみますと、これ以外のことを書いてはいけぬと書いてないので、それはその時の判断で決めればよいというような表現でありました。それをすべて言えるわけですよ。会議規則第 29 条の 2 項は、議長は議員をして投票箱を点検させなければならないと書いてある。議長の今の思いをここに反映させると、しない場合を認めたものではないことは書いてないではないかということ言われていることと同じことなのです。だからそこは絶対に認識を間違っている、しっかりご自身で認められないと、今からの議事全部同じことが言えるわけです。議長が言われなかったことは全部やってもいいと。これに書いてないことは全部やってもいいという認識をもって進められているというふうに思えるわけですが、議長としては非常に不適格だと思います。これを最低限守っていかねばいけぬルールであります。しなければならぬというのはそれ以外のものを認めているものではありませんので、そこをしっかりと認識してください。そうでないと、今後の議事すべてがうまくいきませんよ。」との問いの後に会長からは他に質疑はありませんか。無いようですので、対象議員はここで退席されて結構です。と退席を許可した。

事情聴取終了後、令和 5 年 12 月 18 日付けで議長から本審査会に付託された次の項目の審査請求事項の審議を行った。（具体的な内容は「4 審査結果」のとおり）

・ 審査請求事項 1：当該審査請求に関する事項が倫理規程に違反するかの有無

4 審査結果（令和 6 年 1 月 11 日）

今回の事案が審査請求にある倫理規程第 2 条（議員の責務）及び第 3 条（政治倫理基準）に違反するかの採決を行った。

対象者の倫理規程への抵触については、第 8 条第 4 項第 3 号の規定により、会長を含む委員 6 人で採決を行い、賛成 3 人、反対 3 人で、3 分の 2 以上の同意に達せず倫理規程に抵触しないということに決した。

本件に関する請求、審査の内容及び審査結果を議長へ報告する。

また、議長には本審査結果を尊重するとともに、倫理規程第 12 条に基づき公表については、これまでの取扱いを踏まえ、議会だよりせら令和 6 年 4 月発行号への掲載及び同時期に世羅町ホームページへ 3 か月間の掲載による公表を望むところである。

以上、審査会の審査結果とする。